

愛知県の「第 8 次総量削減計画」の基本的な考え方(案)

1 削減の目標について

国の第 8 次総量削減基本方針において、平成31年度を目標年度とし、指定項目別に発生源別及び県別の削減目標量が定められたため、本県が策定する「第 8 次総量削減計画」において、指定項目別に発生源別の削減目標量を定めることとする。

(1) 化学的酸素要求量

表 1 発生源別の削減目標量

H26年度における量 (ト/日)		H31年度削減目標量 (ト/日)	
生活排水	43 (55%)	合計	74
産業排水	27 (34%)		
その他	9 (11%)		
合計	79 (100%)		

(2) 窒素含有量

表 2 発生源別の削減目標量

H26年度における量 (ト/日)		H31年度削減目標量 (ト/日)	
生活排水	27 (47%)	合計	57
産業排水	13 (22%)		
その他	18 (31%)		
合計	58 (100%)		

(3) りん含有量

表 3 発生源別の削減目標量

H26年度における量 (ト/日)		H31年度削減目標量 (ト/日)	
生活排水	2.1 (46%)	合計	4.4
産業排水	1.2 (26%)		
その他	1.3 (28%)		
合計	4.6 (100%)		

2 削減目標量の達成のための方途について

総量削減計画はこれまで 7 次にわたり策定しており、各計画において削減目標量を達成するなど、汚濁負荷量が着実に削減されてきている。このため、第 8 次総量削減計画における削減目標量達成のための方途については、基本的に第 7 次総量削減計画の内容を継続することとする。

(1) 生活排水対策

全負荷量に占める生活排水に係る汚濁負荷量は、平成26年度実績ではCODが 55%、窒素含有量(以下「窒素」という。)が47%、りん含有量(以下「りん」と

いう。)が46%と多いことから、下水道整備計画等についてできる限り具体的な目標を掲げ、負荷量の着実な削減を図る。

(2) 産業排水対策

全負荷量に占める産業排水に係る汚濁負荷量は、平成26年度実績ではCODが34%、窒素が22%、りんが26%と比較的小さい。また、「第8次水質総量削減の在り方について(中央環境審議会答申)」において、「指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある」とされた。

こうした状況を踏まえ、国の総量規制基準見直しの考え方を参考にしつつ、県内の指定地域内事業場の実態も考慮の上、必要な業種等区分について基準値引き下げの見直しを行うことなどにより、負荷量の削減を図る。

(3) その他発生源対策

全負荷量に占める生活排水に係る汚濁負荷量は、平成26年度実績ではCODが11%と比較的小さく、また、窒素が31%、りんが28%と、第7次までの総量削減計画により負荷量削減が図られてきていることから、第7次総量削減計画の方途を一層推進することにより、負荷量の削減を図る。

(4) 環境教育、啓発等

計画の実効を期するためには、県民、事業者等の認識を深め、自主的な環境保全活動を促進する必要があるため、環境教育、啓発を推進する。

< 第7次総量削減計画(抄) >

2 削減目標量達成のための方途

(1) 生活排水処理施設の整備等

ア 下水道の整備等

イ その他の生活排水処理施設の整備等

(ア) 合併浄化槽の転換促進等

(イ) 農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等の整備

ウ 浄化槽対策

エ し尿処理施設対策

(2) 総量規制基準の設定

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

ア 生活排水対策

イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

ウ 農地からの負荷削減対策

エ 畜産排水対策

オ 養魚排水対策

(4) 環境教育、啓発等

- 3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項について
「第8次水質総量削減の在り方について（中央環境審議会答申）」において、「伊勢湾は環境基準の達成率が低く、大規模な貧酸素水塊が発生していることなどから、今後とも水環境改善を進める必要がある」とされ、そのために必要な事項が、第8次総量削減基本方針で示された。

このため、第8次総量削減計画については、第7次総量削減計画の内容に加えて、第8次総量削減基本方針で新たに示された事項についても位置付けることとする。

< 第7次総量削減計画（抄） >

（5）その他汚濁負荷量の削減に関し必要な事項

- ア 直接浄化対策
 - （ア）底質改善対策
 - （イ）河川等の直接浄化対策
 - （ウ）海浜、干潟等の保全
 - （エ）干潟・浅場の造成
- イ 水質改善に資する漁業活動の推進
- ウ 里海再生の推進
- エ 森林整備の推進
- オ その他の対策
- カ 監視体制の整備
- キ 調査研究体制の整備
- ク 中小企業者等への助成措置

< 第8次総量削減基本方針で新たに示された主な事項 >

干潟・浅場の分布状況把握などの基礎情報の整備
周辺海域の水環境の改善効果を把握・評価しつつ、貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地の埋戻しの推進
新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時に、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること
対策の実施に当たって、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むための仕組みづくり等の推進